

貝塚市在宅高齢者等緊急通報装置設置等業務委託契約書（案）

貝塚市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、貝塚市在宅高齢者緊急通報装置設置事業運営要綱及び貝塚市身体障害者緊急通報装置設置事業運営要綱に基づき、在宅高齢者等緊急通報装置設置等業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、在宅高齢者等緊急通報装置設置等業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は甲の指示に従い、かつ、仕様書（別添）に基づいて、業務を実施するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとする。

（委託費）

第3条 この契約に係る委託費は、固定型は1件当たり月額●●円、携帯型は1件当たり月額●●円（消費税及び地方消費税を除く）とする。そのうち、機器の設置、撤去、移設、保守等に係る緊急通報機器レンタル保守費はそれぞれ固定型は月額●●円、携帯型は月額●●円（消費税及び地方消費税を除く）、各種通報（緊急・相談・保守）、相談等に係る緊急通報相談見守り業務費は固定型、携帯型それぞれ月額●●円（消費税及び地方消費税を除く）とし、これら経費すべてを委託費に含むものとする。

2 消費税及び地方消費税額は、前項の契約金額に対し、利用している月末時点において施行されている消費税法及び地方税法の規定に基づき算出する。

2 月の途中で機器を設置した場合の委託費については、第1項に規定する額を甲が乙に支払うこととするが、月の途中で機器を撤去した場合の委託費は無償とする。

3 乙は、1ヶ月分の委託費の請求を月末に締め、翌月15日までに甲に行い、甲は請求を受けたその日から30日以内に乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、貝塚市契約規則第24条2号の規定により免除する。

（個人情報保護及び秘密の保持）

第5条 乙は個人情報保護の重要性を認識し、貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例（平成9年貝塚市条例第31号）その他法令に定めるもののほか、業務における個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 甲及び乙は、別紙「個人情報取扱特記事項」に規定するもののほか、本契約の履行において知り得た本契約の相手方（以下「相手方」という。）の技術上、営業上の秘密に関する事項、在宅の病弱なひとり暮らしの高齢者やそれに準じる心身に障害のあるかたのうち委託業務を利用している者（以下「利用者」という。）の個人情報（機微情報を含む）（以下「秘密情報」という）は、次の各号に該当するものを除き、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けたとき、既に公知であったもの。
 - (2) 相手方から開示を受けた後、自己の責めに帰しえない理由により公知となったもの。
 - (3) 相手方から開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
 - (4) 相手方から文書による開示の許諾のあったもの。
 - (5) 法令、行政機関の規則・通達・指導又は裁判所の命令・決定・判決により開示することが義務付けられた情報。
- 3 甲及び乙は、前項の規定に違反したことにより、相手方に損害を与えた場合には、損害賠償に関する条項を適用するものとする。
- 4 本条第1項及び第2項の規定は、本契約が解除又は終了した後も、有効に存続する。

(目的外利用の禁止)

第6条 乙は、業務に関して収集し、又は甲から提供された個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務の実施に関し、取り扱った個人情報その他の資料を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に管理または処分しなければならない。

なお、乙は各種法令で定める保存期間を満了すまで当該個人情報を保有することができるものとし、この場合であっても漏えいしない方法で確実に管理を行うものとする。

(再委託の原則禁止)

第7条 乙はこの契約の履行について、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承諾を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により乙が第三者に委託するときは、乙は当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、契約期間中であっても次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この事業を廃止したとき。
- (2) 甲がこの契約を締結した翌会計年度以降において、歳出予算計上を適正に行ったうえで、この契約に係る予算が削減又は減額されたとき。
- (3) 乙が正当な事由なく、この契約の全部若しくは一部を履行しないとき。
- (4) この契約の履行に当たり、乙又は乙の使用人に不正な行為があったとき。
- (5) 乙が甲の指示、監督に従わないとき。

2 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、解除する1ヶ月前までに文書により相手に通知するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は利用者を含む第三者に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第11条 甲は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下「条例」という。）第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められる場合にあつては、条例第8条第6号の規定に基づき、この契約を解除するものとする。

(専属的合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(特記事項)

第13条 乙が業務を提供するにあたり、警備業法（昭和47年法律第117号。）に定める内容は適用せず、また、乙は警備業法に則った義務を本契約で実施しないことを甲は理解するものとする。

2 甲は、前項に従い、乙に対して、警備業法に定める要請を行わないものとする。

(補則)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上の通り、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 貝塚市畠中1丁目17番1号
貝塚市
貝塚市長 酒井 了

乙